

# 民間投資促進特区における優遇制度

## 税制上の支援措置

【令和8年3月末まで】

特定復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業については、以下の税制上の特例措置が受けられます。  
なお、法改正に伴い、令和3年4月1日以降、対象区域が沿岸15市町の一部（特定復興産業集積区域）に重点化されています。対象区域につきましては、県HPよりご確認ください。

《国税》 ※対象設備等の詳細は、国税庁のHPをご覧ください。

選択適用

特別償却／ 税額控除	特別償却		選択 適用 ↔	税額控除(※1)		( )内は、令和7年度に 取得等した場合。
	機械装置	50% (45%)		機械装置	15% (14%)	
	建物・構築物	25% (23%)		建物・構築物	8% (7%)	

(※1)税額控除は、法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。

法人税 特別控除	雇用等している被災者(※)に対する給与等支給額の10% (9%※)を税額控除(法人税額の20%が限度) ※平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者又は特定被災区域内に居住していた者 特定被災区域：宮城県全市町村、岩手県全市町村、福島県全市町村等 ※令和7年度に指定を受けた場合は、雇用等している被災者に対する給与等支給額の9%を税額控除
-------------	---

## 研究開発税制

開発研究用資産について特別償却  
(上記機械装置の特別償却率と同じ)

+

開発研究用資産の償却費の一部を税額控除(税額の60%が限度)

## 《地方税》 地方税の課税免除

特定復興産業集積区域内において、施設又は設備の新設又は増設を行った場合(上記の国税の特例の指定を受けた場合(法人税特別控除以外))は、県及び市町村の条例で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免が受けられます。【対象税目・・・法人事業税(県)、不動産取得税(県)、固定資産税(県・市町村)】

(注)特定復興産業集積区域(ものづくり産業版)含む市町

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町 計15市町

# 特例① 特別償却・税額控除（国税）

令和8年3月31日までの間に特定復興産業集積区域内において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除を選択して適用できます。

（法改正に伴い、令和3年4月1日以降、対象区域が沿岸15市町の一部（特定復興産業集積区域）に重点化されています。対象地域につきましては、県HPよりご確認ください。）

○機械・装置：取得価格の50%（45%）の特別償却、又は15%（14%）の税額控除(注1～4)

○建物・構築物：取得価格の25%（23%）の特別償却、又は8%（7%）の税額控除(注1～4)

(注1) 当期の法人税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間繰越控除できます。

(注2) ( )内は、令和7年度に取得等した場合。

(注3) 本措置、新規立地促進税制、法人税の特別控除はいずれかの選択適用。

(注4) 対象となる機械・装置、建物・構築物は、その取得の後事業の用に供されたことのないものに限ります。

## 特別償却

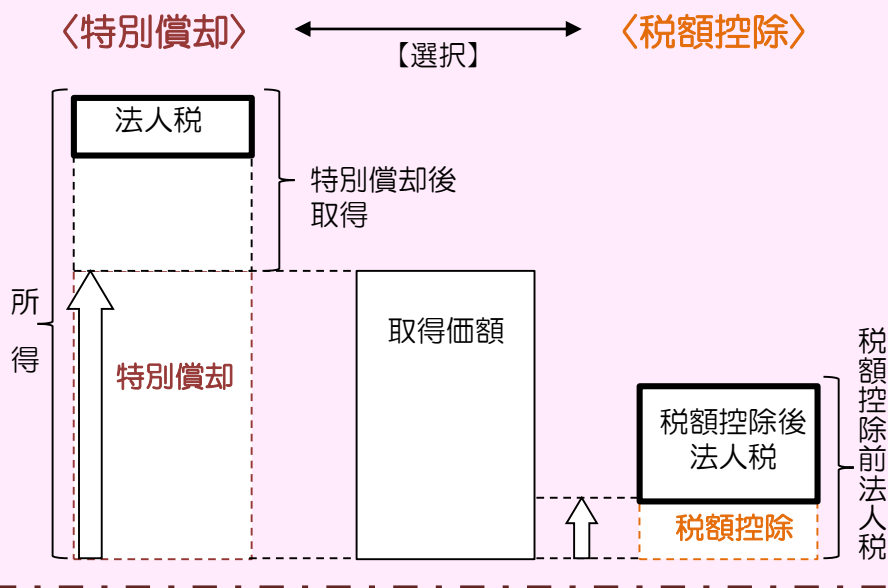
取得等の地域 資産等の区分	特定復興 産業集積区域
機械装置	50% (45%)
建物・構築物	25% (23%)

## 税額控除

取得等の地域 資産等の区分	特定復興 産業集積区域
機械装置	15% (14%)
建物・構築物	8% (7%)

選択適用

○適用イメージ



## 特例② 法人税の特別控除（国税）

令和8年3月31日までに指定を受けた日から5年間の特定復興産業集積区域内の事業所における被災被  
用者(注1)に対する給与等支給額の10%（9%）(注2及び3)を、法人税額の20%を限度として税額控除できま  
す。

(法改正に伴い、令和3年4月1日以降、対象区域が沿岸15市町の一部（特定復興産業集積区域）に重点化されています。対象地域につ  
きましては、県HPよりご確認ください。)

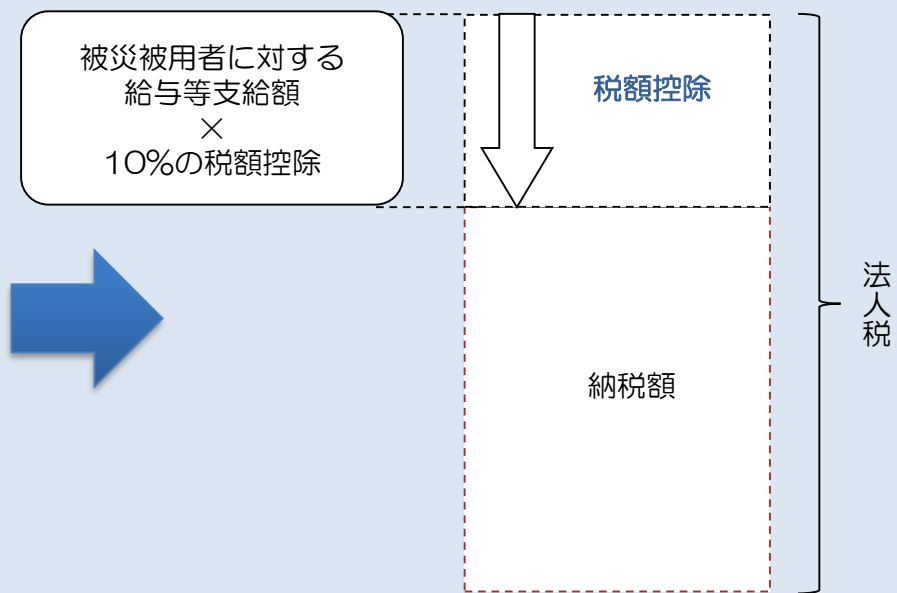
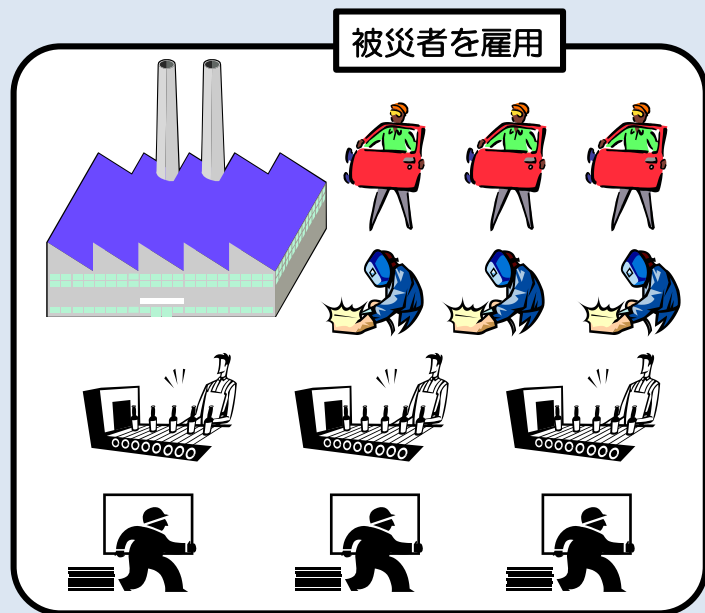
(注1) 雇用されている被災者。被災者は次のいずれか。

- ① 平成23年3月11日時点で特定被災区域内(宮城県全市町村、岩手県全市町村、福島県全市町村等)の事業所で勤務していた者
- ② 平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

(注2) 控除率は10%（令和7年度に指定を受けた場合は9%）になります。

(注3) 本措置、特別償却・税額控除、新規立地促進税制はいずれかの選択適用。

### ○適用イメージ



# 特例③ 開発研究用資産の特例（国税）

令和8年3月31日までの間に、特定復興産業集積区域内において、開発研究用資産を取得等した場合に、普通償却限度額に加え特別償却できるとともに、開発研究用資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除が受けられます。

（法改正に伴い、令和3年4月1日以降、対象区域が沿岸15市町の一部（特定復興産業集積区域）に重点化されています。対象地域につきましては、県HPよりご確認ください。）

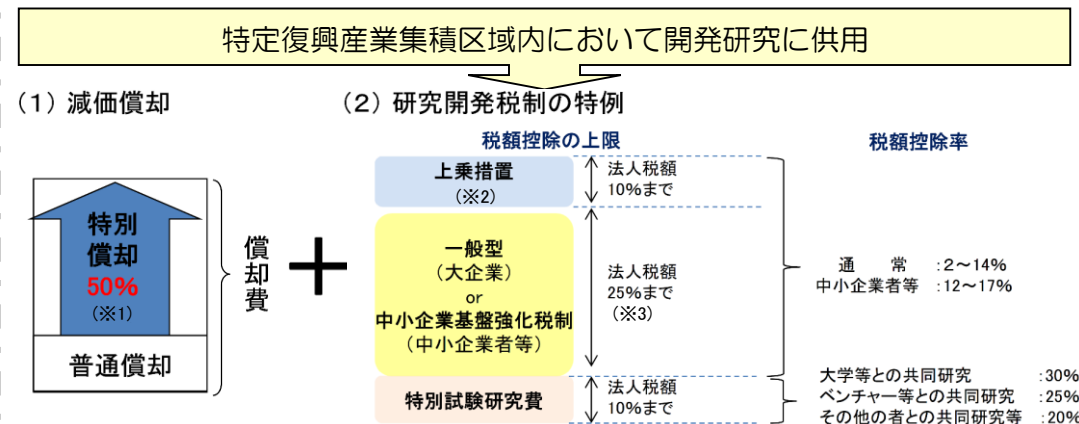
（注1）適用対象資産は、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの。（対象資産の種類（耐用年数省令別表第六））

（注2）本措置は、特別償却・税額控除（特例①）、法人税の特別控除（特例②）と併せて適用できます。

## 対象資産（耐用年数省令別表第六）

種類	細目
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備
構築物	風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの
工具	—
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの
ソフトウェア	—

## ○適用イメージ



- ※1 中小企業者等（租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者又は同項第9号に規定する農業協同組合等。）に限る。中小企業者等以外は34%（令和7年度に取得等した場合、45%（中小企業者以外30%））。
- ※2 対売上高試験研究費割合が10%超の場合若しくは、中小企業者等においては、前三力年の試験研究費の平均に対して9.4%試験研究費を増加させている場合
- ※3 コロナ前（2020年1月より前に終了する事業年度）と比較し、売上が2%以上減少しているにも関わらず、試験研究費を増加させる場合は30%。研究開発ベンチャー（設立10年以内で、翌事業年度に繰越される欠損金があること等の要件を満たすもの）の場合は40%。

出典：【2021年4月復興庁】東日本大震災復興特別区域法資料（一部改変）

## 特例④ 地方税の減免（県市町村税）

令和8年3月31日までの間に、特定復興産業集積区域内において、施設又は設備の新設又は増設を行った場合（国税の特例である、①、③の指定を受けた場合）は、県及び市町村の条例で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免が受けられます。

### 《対象税目》

#### ●法人事業税（県税）

下記について5年間減免。

$$\text{事業税の課税標準（当該事業年度の所得又は収入金額）} \times \\ \left( \text{（対象施設等に係る従業者の数）} \div \text{（県内に有する事務所等の従業者の数）} \right)$$

#### ●不動産取得税（県税）

対象施設等である家屋及びその敷地である土地の取得(注)に対して課する不動産取得税について減免。

(注) 取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に限る。

#### ●固定資産税（県・市町村税）

対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(注)に対して課する固定資産税について、5年間減免が受けられます。

(注) 取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に限る。

# 優遇税制の適用を受けられる区域（特定復興産業集積区域）

## ●特定復興産業集積区域

（定義） 東日本大震災からの復興の状況を勘案し、産業集積の形成・活性化を図ることが特に必要な区域。

法改正に伴い、名称が「復興産業集積区域」から「特定復興産業集積区域」に変更されたことに加え、対象区域も県内34市町村から沿岸15市町の一部に重点化されました。

沿岸15市町…仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町 計15市町

## ■区域イメージ

※区域は地番等により、下記のとおり詳細に定められております。

詳しくは、県または各市町村にお問い合わせください。

下記個票は県HPでも公表しています。

### 【資料1-1】特定復興産業集積区域個表（仙台市）

#### 《雇用等被害地域を含む市町村》

市町村コード	市町村名	区域番号	所在地番
1009	仙台市	1	仙台市宮城野区港一丁目21、中野字牛小舎、中野字高松、中野字西原、中野字船入、蒲生字荒田、蒲生字北荒田、蒲生字西屋敷添、蒲生字二本木、蒲生字念仏田、蒲生字東屋敷添、蒲生字町、蒲生字屋敷、蒲生字山神、蒲生1丁目、蒲生2丁目3-1から3-32、4-1から4-18、5-1から5-10、6-1から6-8、7-1から7-23、8-1から8-16、9-1から9-11、10-1から10-3、10-5から10-23、11-1から11-15、12-1から12-20、13-1、13-4、14-1から14-14、14-19から14-23、14-25、14-26、15-1から15-19、16-1から16-18、17-1から17-14、18-1から18-8、19-1から19-8、20-1から20-5、20-7から20-13、21-1から21-3、22、23-1から23-15、24-1から24-14、25-1から25-10、26-1から26-11、27-1から27-7、28-1から28-3、28-7、28-8、29-1から29-3、29-8、29-9、29-15、29-16、29-19から29-57、30-1から30-5、30-7から30-19、32-2、33から42、43-2、45から47、48-1、53から59、60-1、61、62-2

※上図のような対象地域の番地一覧を示した個票が各市町ごとに策定されています。

個票に記載された番地にて事業を実施した場合、各優遇措置を受けられるようになります。

※換地処分等で字名が変更されている場合がありますので、記載された地区付近に立地を検討されている場合は県又は各市町村にお問い合わせください。

下記の集積業種に係る事業を営む事業者が対象となります。詳細は県HPをご確認ください。

## ●集積業種

### ■自動車関連産業

自動車・同附属品製造業 及び その関連業種。  
例) 繊維工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業 等

### ■食品関連産業

食料品製造業、飲料・飼料製造業 及び その関連業種。  
例) プラスチック製品製造業、生産用機械器具製造業、倉庫業 等

### ■医療・健康関連産業

計量器・計測器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、医療用電子応用装置製造業 及び その関連業種。  
例) プラスチック製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業 等

### ■航空宇宙関連産業

航空機・同附属品製造業、ロケット・人工衛星製造業等 及び その関連業種。  
例) 繊維工業、鉄鋼業、電子部品・デバイス・電子回路製造業 等

### ■高度電子機械産業

電子部品・デバイス・電子回路製造業 及び その関連業種。  
例) 生産用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、電気機械器具製造業 等

### ■木材関連産業

木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業 及び その関連業種。  
例) 家具・装備品製造業、印刷・同関連業 等

### ■クリーンエネルギー関連産業

石油化学系基礎製品製造業 及び 石油精製業 のうち藻類から精製するもの、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、電池製造業、太陽電池製造業 及び その関連業種。  
例) 化学工業、プラスチック製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業 等

### ■船舶関連産業

船舶製造・修理業、船用機関製造業 及び その関連業種。  
例) 非鉄金属製品製造業、鉄鋼業、情報通信機械器具製造業 等

税制の特例の適用を受けるには、県又は市町村の指定及び事業実施状況の認定が必要となります。  
※認定後、各国税、地方税窓口において、別途特例を受けるための申請等が必要となります。

## ■指定・認定の流れ

### ①復興推進計画の認定

宮城県と沿岸15市町が共同で作成した復興推進計画(ものづくり版)は、令和3年4月1日に内閣総理大臣の認定を受けました。

### ②認定地方公共団体へ 指定事業者の指定の申請

指定を受けようとする個人事業者又は法人は、指定事業者事業実施計画その他の事項等を記載した申請書を、認定地方公共団体(下記申請等窓口)に提出します。

### ③認定地方公共団体による指定

認定地方公共団体は、指定事業者からの申請に基づき、指定要件を満たしているか審査の上、指定を行います。

### ④指定に係る事業の実施状況報告

指定事業者は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書を、事業年度終了後1ヶ月以内に、認定地方公共団体に提出します。

### ⑤認定地方公共団体による認定書の交付

認定地方公共団体は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、指定事業者に対して復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。

## ●申請等窓口

指定申請及び実施報告の窓口(申請・報告先)は、以下のとおりとなっています。

仙台市	⇒	仙台市産業政策部企業立地課	(022-214-8245)
塩竈市	⇒	塩竈市総務部政策課	(022-355-5631)
名取市、多賀城市、岩沼市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町	⇒	仙台地方振興事務所地方振興部	(022-275-9114)
石巻市、東松島市、女川町	⇒	東部地方振興事務所地方振興部	(0225-95-1767)
気仙沼市、南三陸町	⇒	気仙沼地方振興事務所地方振興部	(0226-24-2593)